

J.S.A.ソムリエ

受験資格



受験対象の事例

基準日は2024年8月31日となります。

- ・ 基準日において満20歳以上の方
- ・ 国籍は不問(海外に居住する場合も、日本国内に書類送付先があることが条件となります。)
- ・ ソムリエ呼称資格を保有していない方(出願が判明した場合、受験をお断りさせていただきます。)

ソムリエの職務が本職(主たる職業・職務)であり、全収入の60%以上をソムリエの職務により得ていることが必須条件となります(過去の経歴を含めた全ての期間)。

- 〈ソムリエの職務〉 ◆酒類・飲料を提供する飲食サービス
- ◆酒類・飲料の管理・仕入れ、輸出入、流通・卸、販売、製造
 - ◆酒類・飲料に携わる教育機関講師*1
 - ◆酒類・飲料に関するコンサルタント*1

一般 上述の条件を全て満たしており、上記いずれかのソムリエの職務を「**就労時間月90時間以上の勤務で通算3年以上**」経験し、**基準日(2024年8月31日時点)においても同条件で従事している方**

会員 基準日において、**会員歴が2年以上あるJ.S.A.正会員および賛助会員在籍者**
 上述の条件を全て満たしており、上記いずれかのソムリエの職務を「**就労時間月90時間以上の勤務で通算2年以上**」経験し、**基準日(2024年8月31日時点)においても同条件で従事している方(会員歴が2年未満の会員は「一般」の受験資格となります)**

※ 賛助会員に在籍されている方も「**会員**」の受験資格が適用されます(基準日において、賛助会員歴が2年以上あり、賛助会員に通算2年以上在籍していることが条件となります)。

※ 正会員を退会された場合、退会以前の正会員歴の年数は会員歴として加算できません(休会中の年数も会員歴として加算できません)。

《注意事項》

◎ **ソムリエ・エクセレンス呼称資格認定試験受験の際、ソムリエ出願時の経歴を基に審査いたします。受験資格に該当する経歴を全てお書きください。ソムリエ呼称資格合格後、ソムリエ・エクセレンス受験時に経歴を追加・変更することはできません。**

◎ 飲食サービス業の内容は、**料理を提供する場において、酒類・飲料をサービスするものまたは調理従事者**を指します。サービスを伴わない料理のみの製造・調理する場合は該当しません。

◎ 酒類・飲料の管理・仕入れ、輸出入、流通・卸、販売、製造、教育機関講師の内容は、**酒類・飲料の取り扱いを主とした職務**に携わる者を指します。

◎ 基準日において産休・育休中の場合、ソムリエの受験資格はございません。

◎ 過去の経歴も含め正社員以外の従事を経験年数に加算する場合は、**就労時間月90時間以上勤務し、その収入において生計を立てていること(主たる収入であること)が条件となります(無給は不可)**。その場合、**給与明細(1カ月分、コピー可)または従事証明書、必要に応じて青色申告決算書のコピー(専従者給与の内訳)または白色収支内訳書のコピー、確定申告書のコピー、源泉徴収票(コピー可)、所得課税証明書(コピー可)などをご提出いただきます(いずれも、収受日付印またはe-Tax受信通知必須)**。無給での従事は証明ができないため、従事年数として含めることができません。

◎ 過去の経歴も含め雇用形態に関わらず、勤務先の主たる事業が酒類・飲料に該当しない、または職務内容や職種が「**その他ソムリエ職種**」の場合、**従事証明書**をご提出いただきます。

◎ 過去の経歴も含め事業主の方が受験される場合は、以下の書類いずれかを提出していただきます。

- ・ 営業許可証のコピー
- ・ 酒類販売免許のコピー

また、必要に応じて**履歴事項全部証明書(3カ月以内、コピー可)**や**確定申告書のコピー、決算報告書や事業報告書のコピー**などをご提出いただきます(教育機関講師、コンサルタントの代表者・主宰者は次項(*1)をご参照ください)。

◎ (*1) 過去の経歴も含め**酒類・飲料に携わる専門学校や料理教室などの教育機関における講師または酒類・飲料に関するコンサルティング業務従事者**が受験される場合は、以下の書類をご提出いただきます。準備時間を含め就労時間月90時間以上の従事が必要です。

- ① 従事証明書
 - ② 月間スケジュール表・月間シフト表(勤務時間数の記載があるもの)
 - ③ 業務内容の分かる会社概要・パンフレット
 - ④ 前年の確定申告書のコピー(収受日付印またはe-Tax受信通知必須)または該当勤務先で発行された前年の源泉徴収票(コピー可)
- 代表者・主宰者は①～④に加え、**印鑑登録証明書(3カ月以内、コピー可)**の提出が必要です。

※ **雇用形態に関わらず職務内容、勤務時間数、主たる収入の確認のため、過去の経歴も含め必要に応じてその他の確認書類を求めることがあります。**

※ 出願時には書類提出の必要はありません。三次試験を受験される場合、指定期日内(P7参照)にご提出いただきます。

J.S.A.ソムリエ呼称資格の定義

ソムリエとは飲食、酒類・飲料の仕入れ、管理、輸出入、流通、販売、教育機関、酒類製造のいずれかの分類に属し、酒類、飲料、食全般の専門的知識・テイasting能力を有するプロフェッショナルを言う。

ソムリエの役割は、飲食店もしくは酒類・飲料を販売する施設におけるそれらの提供、ならびに商品の適切な紹介とサービスを中心に、啓蒙・普及・研究・教育を目的とした専門的なアドバイスや清潔で衛生的な食事環境の維持など広範に及ぶ。

ソムリエの資格はここで言う定義・役割・求められる能力に合うと認められた者に対して、然るべき機関(我が国においてはJ.S.A.)により認定される。

※ 通称として既に様々な「○○ソムリエ」として使用されているが、職業分類において正式な呼称ではない。

職種コード	ソムリエ	[ホテル・旅館] [レストラン] [バー] [航空会社] [ワインショップ] [飲料] [飲料に携わる教育・料理教室講師・コンサルタント] [上記に該当しないソムリエ職種]	11. レストラン、宴会サービス 12. サービス(フランス料理) 13. サービス(イタリア料理) 14. サービス(日本料理) 15. サービス(中国料理) 16. サービス(その他) 17. サービス、調理 18. 客室乗務員 19. 飲食スペースでのサービス 20. 代表者、事業主 21. 調理 22. サービス(イタリア料理) 23. サービス(日本料理) 24. サービス(中国料理) 25. サービス(その他) 26. 調理 27. 代表者、事業主 28. 客室乗務員以外の飲料サービス職務 29. 飲食スペースでのサービス 30. 飲料製造 31. 輸出入 32. 流通・卸 33. 販売 34. 管理・仕入れ 35. 代表者、事業主 36. 講師 37. 主宰者 38. フードコーディネーター 39. その他ソムリエ職種
	ワインエキスパート	[その他(ソムリエ職種以外)]	40. 会社員・公務員 41. 自営業 42. 派遣、パート・アルバイト 43. 学生 44. 無職